

全建事発第 060 号
令和元年 8 月 9 日

各都道府県建設業協会
専務理事・事務局長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
専務理事 山崎 篤男
〔公印省略〕

公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律に係る
発注関係事務の運用に関する指針に対するご意見について（依頼）

平素は本会の活動につきまして格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律（以下、「改正品確法」という。）が本年 6 月 14 日に公布・施行され、国土交通省では、同法律の改正を受け、「発注関係事務の運用に関する指針」（以下「運用指針」という。）の改正案を作成するため、本会及び各都道府県協会を含めた建設業界団体に対し、別添のとおり、改正の骨子案に関する意見照会を行っております。

本会としては、各都道府県協会から各地方整備局へ提出される意見・要望をとりまとめた上で、本会の意見・要望として国土交通省本省に提出いたします。

つきましては、貴会から各地方整備局へ提出されるご意見・ご要望（【別添 4】運用指針意見照会（業団体））を 9 月 9 日（月） までに事業部宛にファクシミリ又は電子メールにてご回答いただきますようお願い申し上げます。

業務ご多忙の折、誠に恐縮ではございますが、何卒ご理解、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

（添付資料）

- ・【通知文】意見提出について（建設業団体宛）
- ・【別紙】意見提出について（地方整備局等より）
- ・【別添 1】意見等の提出フロー図
- ・【別添 2】今後のスケジュール
- ・【別添 3】運用指針骨子案
- ・【別添 4】運用指針意見照会（業団体）

（担当）事業部事業企画課 木下
TEL 03-3551-9396
FAX 03-3555-3218
メール jigyo@zenken-net.or.jp